

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 章 所得税法の特例 第 2 節 不動産所得及び事業所得 第 1 款の 2 減価償却の特例 第10条の 3 ((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第10条の 4 ((事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第10条の 5 ((沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第10条の 6 ((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (廃 止)	〔目 次〕 第 2 章 所得税法の特例 第 2 節 不動産所得及び事業所得 第 1 款の 2 減価償却の特例 第10条の 3 ((中小企業者が機械等を取得した場合<u>等</u>の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第10条の 4 ((事業基盤強化設備を取得した場合<u>等</u>の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第10条の 5 ((沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合<u>等</u>の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第10条の 6 ((情報基盤強化設備等を取得した場合<u>等</u>の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 <u>第11条の 5 ((商業施設等の特別償却))関係</u>

第11条の5（（集積区域における集積産業用資産の特別償却））関係

（廃 止）

第11条の6（（再商品化設備等の特別償却））関係

（廃 止）

（廃 止）

第14条（（優良賃貸住宅等の割増償却））関係

第 2 款 準備金

第24条の3（（農用地等を取得した場合の課税の特例））関係

第 5 節 住宅借入金等特別控除

第41条及び第41条の3の2（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）共通関係

（新 設）

第11条の6（（製造過程管理高度化設備等の特別償却））関係

第11条の7（（再商品化設備等の特別償却））関係

第12条の3（（特定医療用建物の割増償却等））関係

第13条の3（（農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却））関係

第14条（（優良賃貸住宅等の割増償却等））関係

第 2 款 準備金

（新 設）

第 5 節 住宅借入金等特別控除

（新 設）

改 正 後	改 正 前
第10条の2から第15条まで(特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の2～15共－1 ……………第11条から<u>第13条の2</u>まで、第14条の2…………… (償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算) 10の2～15共－2 ……………第11条から<u>第13条の2</u>まで、第14条の2……………<u>旧定率法、定率法又は取替法</u>……………<u>旧定率法、定率法又は取替法</u>…………… 第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (当該金額として記載された金額) 10の2－5 措置法第10条の2 <u>第6項及び第7項</u>…………… 第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用) 10の3－1 ……………中小企業者<u>(以下10の3関係において「中小企業者」という。)</u>… ……………取得<u>又は</u>製作(……………)……………(……………)……………特定機械装置等(以下10の3関係において「特定機械装置等」という。))については、<u>同条第1項又は第3項</u>…………… ……………取得価額の合計額……………取得等をして指定事業の用に供していたも	第10条の2から第15条まで(特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の2～15共－1 ……………第11条から<u>第13条の3</u>まで、<u>第14条第3項</u>、第14条の2…………… (償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算) 10の2～15共－2 ……………第11条から<u>第13条の3</u>まで、<u>第14条第3項</u>、第14条の2……………<u>定率法</u>又は取替法……………<u>定率法</u>又は取替法…………… 第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (当該金額として記載された金額) 10の2－5 措置法第10条の2 <u>第7項及び第8項</u>…………… 第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合<u>等</u>の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用) 10の3－1 ……………中小企業者……………取得若しくは製作(……………)…………… …(……………)……………特定機械装置等<u>又は賃借をして指定事業の用に供した措置</u> <u>置法令第5条の5第9項に規定する特定機械等(指定事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)</u>については、<u>措置法第10条の3第1項、第3項又は第4項</u>……………

の取得価額の合計額……………

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)

10の3－8 ……………その取得等をした特定機械装置等……………措置法第10条の3
第1項又は第3項……………

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の3－9 中小企業者が、その取得等をした特定機械装置等……………当該特定機械
装置等……………当該特定機械装置等……………措置法第10条の3第1項又は第3項
……………

(廃 止)

……………取得価額の合計額又は同条第8項及び第9項に規定する特定機械等に係
るリース費用の総額の合計額……………取得等又は賃借をして指定事業の用に供して
いたもの(賃借に係る特定機械等については、指定事業の用に供した日の属する年の12
月31日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリー
ス費用の総額の合計額……………

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)

10の3－8 ……………その取得等又は賃借をした特定機械装置等(措置法第10条の3
第1項に規定する特定機械装置等をいう。以下10の3－12までにおいて同じ。)又は特
定機械等(措置法令第5条の5第9項に規定する特定機械等をいう。以下10の3－16
までにおいて同じ。)……………措置法第10条の3第1項、第3項又は第4項……………
……………

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の3－9 措置法第10条の3第1項に規定する中小企業者である個人が、その取得等
又は賃借をした特定機械装置等又は特定機械等……………当該特定機械装置等又は特
定機械等……………当該特定機械装置等又は特定機械等……………措置法第10条の3
第1項、第3項又は第4項……………

(物品賃貸業の意義)

10の3－13 措置法第10条の3第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者
に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要は
ないのであるから留意する。

改正後	改正前
(廃 止)	<u>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</u> <u>10の3-14</u> リース契約(措置法令第5条の5第9項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の3-16までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。
(廃 止)	<u>(リース費用の均等支払の判定)</u> <u>10の3-15</u> 特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の5第9項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。
(廃 止)	<u>(リース費用に含まれない費用)</u> <u>10の3-16</u> 個人が賃借するソフトウェア以外の特定機械等に係る措置法令第5条の5第11項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっては、当該特定機械等に係るソフトウェアの費用(当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。
(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の3-13</u>	(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の3-17</u>

(当該金額として記載された金額)

10の3-14

第10条の4 ((事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

10の4-1 (以下10の4関係.....)取得し、又は製作して
.....事業基盤強化設備(以下10の4関係において「事業基盤強化設備」という。)について、同条第1項又は第3項.....
.....措置法規則第5条の9第1項.....取得価額の合計額が同項に規定する120万円以上であるかどうかについては、.....取得し、又は製作して事業の用に供していたものの取得価額の合計額.....

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

10の4-6その取得し、又は製作した事業基盤強化設備.....措置法第10条の4第1項又は第3項.....

(当該金額として記載された金額)

10の3-18

第10条の4 ((事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

10の4-1 (以下この項及び10の4-7.....)取得し、若しくは製作し、又は賃借して.....特定事業基盤強化設備(以下第10条の4関係において「特定事業基盤強化設備」という。)及び同項に規定する事業基盤強化設備(以下第10条の4関係において「事業基盤強化設備」という。)で措置法令第5条の6第12項に定める費用の総額が同項に定める金額以上のもの(事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。以下10の4-6及び10の4-7において「特定賃借事業基盤強化設備」という。)については、措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項.....
.....措置法規則第5条の9第1項又は第8項.....取得価額又はリース費用の総額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、.....取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供していたもの(賃借に係るものについては、事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の合計額.....

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

10の4-6その取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業基盤強化設備及び特定賃借事業基盤強化設備.....措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項.....

改正後	改正前
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 10の4-7 ……その取得し、又は製作した<u>事業基盤強化設備</u>……………<u>当該事業基盤強化設備</u>……………<u>当該事業基盤強化設備</u>……………措置法第10条の4第1項又は第3項…………… (注) ……同条第1項<u>又は</u>第3項…………… (事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 10の4-9 <u>事業基盤強化設備</u>……………<u>当該事業基盤強化設備</u>……………<u>事業基盤強化設備</u>…………… (廃 止) (廃 止)	(注) <u>同条第1項第8号に規定する事業とその他の事業とを営む個人が事業基盤強化設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合の同条第1項、第3項又は第4項の適用についても、同様とする。</u> (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 10の4-7 ……その取得し、若しくは製作し、又は賃借した<u>特定事業基盤強化設備又は特定賃借事業基盤強化設備</u>……………<u>当該特定事業基盤強化設備又は当該特定賃借事業基盤強化設備</u>……………<u>当該特定事業基盤強化設備又は当該特定賃借事業基盤強化設備</u>……………措置法第10条の4第1項、第3項<u>又は</u>第4項…………… (注) ……同条第1項、第3項<u>又は</u>第4項…………… (特定事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 10の4-9 <u>特定事業基盤強化設備</u>……………<u>当該特定事業基盤強化設備</u>……………<u>特定事業基盤強化設備</u>…………… (物品賃貸業の意義) 10の4-10 <u>措置法第10条の4第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u> (注) <u>同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。</u> (特殊の減価償却資産の耐用年数) 10の4-11 <u>リース契約(措置法令第5条の6第10項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の4-13までにおいて同じ。)</u>に係る<u>事業基盤強化設備が、耐用年数省令別</u>

表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業基盤強化設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

10の4-12 事業基盤強化設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の6第10項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

10の4-13 措置法令第5条の6第12項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業基盤強化設備に係るソフトウェアの費用(当該事業基盤強化設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業基盤強化設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の4-14 措置法令第5条の6第9項……………

(当該金額として記載された金額)

10の4-15 ……………

(廃 止)

(廃 止)

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の4-10 措置法令第5条の6第7項……………

(当該金額として記載された金額)

10の4-11 ……………

改正後	改正前
第10条の5（（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係 （年の中途において特定中小企業者に該当しなくなった場合の適用） 10の5－1 ……………（以下10の5関係……………）……………（以下10の5関係……………）……………<u>経営革新設備等</u>（以下10の5関係において「<u>経営革新設備等</u>」という。）については、<u>同条第1項又は第3項</u>…………… ……………<u>取得価額の合計額が同項に規定する120万円以上であるかどうかについて</u>は、……………<u>取得し、又は製作して事業の用に供していたものの取得価額の合計額</u>……………	第10条の5（（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合<u>等</u>の特別償却又は所得税額の特別控除）関係 （年の中途において特定中小企業者に該当しなくなった場合の適用） 10の5－1 ……………（以下<u>第10条の5</u>関係……………）……………（以下<u>第10条の5</u>関係……………）……………<u>特定経営革新設備等及び賃借して事業の用に供した同条第4項に規定する経営革新設備で措置法令第5条の7第6項に定める費用の総額がこれらの項に定める金額以上のもの（事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。以下第10条の5関係において「<u>特定賃借経営革新設備</u>」という。）については、<u>措置法第10条の5第1項、第3項又は第4項</u>……………</u> ……………<u>取得価額又はリース費用の総額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、</u>……………<u>取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供していたもの（賃借に係るものについては、事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。）の取得価額又はリース費用の合計額</u>……………
（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与） 10の5－4 特定中小企業者が、その取得等した<u>経営革新設備等</u>……………<u>当該経営革新設備等</u>……………<u>当該経営革新設備等は当該特定中小企業者</u>……………<u>措置法第10条の5第1項又は第3項</u>…………… （注）……………<u>経営革新設備</u>につき<u>同条第1項又は第3項</u>……………	（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与） 10の5－4 <u>措置法第10条の5第1項に規定する特定中小企業者である個人が</u>、その取得等<u>又は賃借した特定経営革新設備等又は特定賃借経営革新設備</u>……………<u>当該特定経営革新設備等又は当該特定賃借経営革新設備</u>……………<u>当該特定経営革新設備等又は当該特定賃借経営革新設備</u>は当該特定中小企業者等……………<u>措置法第10条の5第1項、第3項又は第4項</u>…………… （注）……………<u>特定経営革新設備</u>につき<u>同条第1項、第3項又は第4項</u>……………

(経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5－6 経営革新設備等……………当該経営革新設備等……………経営革新設備等
……………

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(特定経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5－6 特定経営革新設備等……………当該特定経営革新設備等……………特定経営革新設備等……………

(物品賃貸業の意義)

10の5－7 措置法第10条の5第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の5－8 リース契約(措置法令第5条の7第4項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の5－10までにおいて同じ。)に係る経営革新設備が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該経営革新設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

10の5－9 経営革新設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の7第4項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

改正後	改正前
(廃止)	<u>(リース費用に含まれない費用)</u>
	<u>10の5-10 措置法令第5条の7第6項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する経営革新設備に係るソフトウェアの費用(当該経営革新設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該経営革新設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u>
(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)	(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)
<u>10の5-7</u>	<u>10の5-11</u>
(当該金額として記載された金額)	(当該金額として記載された金額)
<u>10の5-8</u>	<u>10の5-12</u>
第10条の6((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)) 関係	第10条の6((情報基盤強化設備等を取得した場合 <u>等</u> の特別償却又は所得税額の特別控除))関係
(国庫補助金等をもって取得等した情報基盤強化設備等の取得価額)	(国庫補助金等をもって取得等した情報基盤強化設備等の取得価額)
10の6-1情報基盤強化設備等 <u>(以下10の6 関係において「情報基盤強化設備等」という。)</u>	10の6-1情報基盤強化設備等.....
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)	(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)
10の6-2その取得し、 <u>又は</u> 製作した.....措置法第10条の6第1項 <u>又は</u> 第3項.....	10の6-2その取得し、 <u>若しくは製作し、又は賃借した</u>措置法第10条の6第1項、第3項 <u>又は</u> 第4項.....
(廃止)	<u>(物品賃貸業の意義)</u>

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

10の6－6 措置法第10条の6第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の6－7 リース契約(措置法令第5条の8第4項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の6－9までにおいて同じ。)に係る情報基盤強化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該情報基盤強化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

10の6－8 情報基盤強化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の8第4項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

10の6－9 措置法令第5条の8第5項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する情報基盤強化設備等に係るリース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該情報基盤強化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

改正後	改正前
(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の6－6</u> …………… (当該金額として記載された金額) <u>10の6－7</u> …………… 第11条((特定設備等の特別償却))関係 〔共通事項〕 (取得価額の判定単位) 11－6 ……………300万円以上…………… (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11－7 ……………300万円以上…………… 〔公害防止設備〕 (中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合) 11－8 告示別表一…………… (新增設備の範囲)	(注) <u>ソフトウェアの費用は、措置法規則第5条の11第1項各号に掲げるソフトウェアに係るものに限られることに留意する。</u> (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の6－10</u> …………… (当該金額として記載された金額) <u>10の6－11</u> …………… 第11条((特定設備等の特別償却))関係 〔共通事項〕 (取得価額の判定単位) 11－6 ……………<u>230万円以上又は300万円以上</u>…………… (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11－7 ……………<u>230万円以上又は300万円以上</u>…………… 〔公害防止設備〕 (中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合) 11－8 告示別表一<u>及び別表二</u>…………… (新增設備の範囲)

11-10

(1)

(2)

(注) 指定公害防止用設備.....

(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)

11-11ばい煙処理用設備.....

第11条の3((事業革新設備等の特別償却))関係

(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)

11の3-1経営資源再活用計画、同項第4号に規定する技術活用事業革新計画、同項第5号に規定する経営資源融合計画又は同項第6号に規定する事業革新設備導入計画.....

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

11-10

(1)

(2)

(注) 上記(2)の指定公害防止用設備.....

(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)

11-11ばい煙処理用等設備.....

第11条の3((事業革新設備等の特別償却))関係

(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)

11の3-1経営資源再活用計画又は同項第4号に規定する事業革新設備導入計画.....

第11条の5((商業施設等の特別償却))関係

(中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期)

11の5-1 措置法第11条の5第1項の表の第1号に規定する中小小売商業者等に該当する個人であるかどうかは、その取得又は建設(以下11の5-6において「取得等」という。)をした同号の中欄に規定する店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(事業の判定)

11の5-2 措置法第11条の5第1項に規定する中小小売商業者等の営む事業が中小小売商業振興法第2条第2項に規定する小売業又は同法第6条に規定するサービス業に

改 正 後	改 正 前
	<u>該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</u> <u>(注) 1 「小売業」については、日本標準産業分類の「中分類55 各種商品小売業」から「中分類60 その他の小売業」まで、「中分類70 一般飲食店」及び「中分類71 遊興飲食店」に分類する事業が該当する。</u> <u>2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H 情報通信業」(「中分類37 通信業」を除く。)、 「小分類693 駐車場業」、 「中分類72 宿泊業」、 「大分類N 医療、福祉」、 「大分類0 教育、学習支援業」、 「中分類79 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Q サービス業(他に分類されないもの)」(「小分類831 旅行業」を除く。)に分類する事業が該当する。</u>
(廃 止)	<u>(店舗の意義)</u> <u>11の5－3 措置法令第6条に規定する「店舗用」の店舗とは、措置法第11条の5第1項に規定する中小小売商業者等の営む事業を行うために顧客との間に取引がされる場所をいうのであるから、通常店舗と称しないものであっても、理容所、美容所、公衆浴場、旅館、映画館、医院等は店舗に該当する。</u>
(廃 止)	<u>(店舗用の範囲)</u> <u>11の5－4 措置法令第6条に規定する店舗用には、11の5－3に定める店舗のほか、商品置場、こん包、発送等に使用される作業所(製造小売業の作業所、飲食店業の調理場を含む。)、従業員の洗面所、休憩室等店舗に付随して設置される施設に使用されるものを含むものとする。</u>
(廃 止)	<u>(店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)</u> <u>11の5－5 措置法令第6条の建物が同項に規定する「店舗用又は倉庫用に主として供</u>

されている部分」に該当するかどうかは、建物の階(その階が壁等により更に区分されている場合には、その区分された区画)ごとに、店舗用又は倉庫用に主として供されているかどうかにより判定するものとする。

(注) この判定の結果、その階又は区分された区画が貸事務所、貸店舗又は住宅の用等店舗用又は倉庫用以外の用に主として供されていると認められる場合には、その階又は区分された区画については、措置法第11条の5第1項の規定の適用がない。

(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)

11の5－6 措置法令第6条の商店街整備計画に従って取得等をした建物のうちに、店舗用又は倉庫用に主として供されている部分とその他の用に供されている部分とがある場合において、その他の用に供されている部分の床面積が当該建物の床面積の10分の1以下であるときは、11の5－5にかかわらず、当該建物の全部が店舗用又は倉庫用に主として供されているものとして取り扱う。

(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)

11の5－7 措置法令第6条の附属設備は、同条に規定する商店街整備計画に基づき建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)

11の5－8 措置法令第6条に規定する建物及びその附属設備のうちに措置法第11条の5第1項の規定の適用のある部分とない部分とがある場合には、これらの部分に係る取得価額は床面積の比その他合理的な基準により区分するものとする。この場合において、建物附属設備については、当該建物の大部分が同項の規定の適用があるものであるときは、その全部をその適用がある部分に該当するものとしてすることができる。

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

改 正 後	改 正 前
<u>第11条の5（集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係</u> <u>（国庫補助金等をもって取得等した集積産業用資産の取得価額）</u> <u>11の5－1 措置法第11条の5第1項に規定する集積産業用資産（以下11の5関係において「集積産業用資産」という。）の取得価額の合計額が措置法令第6条第1号ロに規定する3億円以上又は同条第2号に規定する5億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u> <u>（注） 措置法令第6条第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。</u> <u>（機械及び装置の取得価額の判定単位）</u> <u>11の5－2 措置法令第6条第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u> <u>（注） 法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u> <u>（工場用の建物及びその附属設備の意義）</u> <u>11の5－3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建</u>	（新 設） （新 設） （新 設） （新 設） （新 設）

物及びその附属設備が含まれるものとする。

(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもの
で工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれ
らの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。

(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)

(新 設)

11の5-4 集積産業用資産である工場用の建物の附属設備は、当該建物と共に取得す
る場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)

(新 設)

11の5-5 事業の用に供されている一の建物が工場用とその他の用に共用されている
場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分に
ついて措置法第11条の5第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によ
ることとする。

(1) 工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、
当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。

(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場
用に供されているものとすることができる。

(指定集積事業の判定)

(新 設)

11の5-6 措置法第11条の5第1項に規定する集積区域(以下11の5関係において「集
積区域」という。)内において行う事業が、指定集積事業に該当するかどうかは、当該
集積区域内にある事業所ごとに判定する。

改正後	改正前
<u>(指定集積事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u> <u>11の5－7 個人が、自己の下請業者で集積区域内において指定集積事業を営む者に対し、その指定集積事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該個人の営む指定集積事業の用に供したものと取り扱う。</u> <u>(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に該当しない。</u> (廃 止) (廃 止) (廃 止)	(新 設) <u>第11条の6 ((製造過程管理高度化設備等の特別償却))関係</u> <u>(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)</u> <u>11の6－1 措置法第11条の6第1項に規定する高度化計画に係る認定を受けた個人であるかどうかは、その取得し、又は製作し、若しくは建設(以下11の6－2において、「取得等」という。)した同項に規定する製造過程管理高度化設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u> <u>(併せて設置する機械等の意義)</u> <u>11の6－2 措置法規則第5条の17第2項各号において措置法第11条の6第1項に規定する建物及びその附属設備(以下この項において「建物等」という。)と併せて設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある機械及び装置(以下この項において「機械等」という。)には、一の計画に基づき建物等を取得等してから相当期間内に設置するこれらの機械等が含まれるものとする。</u>

第11条の6((再商品化設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の6-1措置法第11条の6第1項.....

(附属機器等の同時設置の意義)

11の6-2

(自動車破砕残さ再資源化設備の範囲)

11の6-3 措置法第11条の6第1項.....措置法規則第5条の16.....

(注) 施設が措置法規則第5条の16.....

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係

(生産等設備の範囲)

12-1同条第6項、第9項、第11項若しくは第12項.....

(一の生産等設備の取得価額基準の判定)

12-32,000万円又は1,000万円.....

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-42,000万円又は1,000万円.....

(注)

第11条の7((再商品化設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の7-1措置法第11条の7第1項.....

(附属機器等の同時設置の意義)

11の7-2

(自動車破砕残さ再資源化設備の範囲)

11の7-3 措置法第11条の7第1項.....措置法規則第5条の18.....

(注) 施設が措置法規則第5条の18.....

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係

(生産等設備の範囲)

12-1同条第6項、第8項、第10項、第12項若しくは第13項.....

(一の生産等設備の取得価額基準の判定)

12-32,500万円又は1,000万円.....

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-42,500万円又は1,000万円.....

(注)

改正後	改正前
(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)	(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)
12－8 ……………措置法令第6条の5 <u>第8項、第10項及び第11項</u> ……………	12－8 ……………措置法令第6条の5 <u>第11項及び第12項</u> ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(注) ……………	(注) ……………
(取得価額の合計額が <u>2,000万円</u> 又は1,000万円を超えるかどうかの判定)	(取得価額の合計額が <u>2,500万円</u> 又は1,000万円を超えるかどうかの判定)
12－11 …………… <u>2,000万円</u> 又は1,000万円……………	12－11 …………… <u>2,500万円</u> 又は1,000万円……………
第12の2 ((医療用機器等の特別償却))関係	第12の2 ((医療用機器等の特別償却))関係
(取得価額の判定単位)	(取得価額の判定単位)
12の2－1 措置法令第6条の6第1項……………500万円以上……………	12の2－1 措置法令第6条の6第1項 <u>又は第2項</u> ……………500万円以上 <u>又は2,700万円以上</u> ……………
(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)	(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)
12の2－2 措置法令第6条の6第1項……………500万円以上…………… <u>当該機械及び装置並びに器具及び備品</u> ……………	12の2－2 措置法令第6条の6第1項 <u>又は第2項</u> ……………500万円以上 <u>又は、2,700万円以上</u> …………… <u>これらの機械及び装置並びに器具及び備品</u> ……………
(廃止)	<u>第12条の3 ((特定医療用建物の割増償却等))関係</u>
(廃止)	<u>(病院等の意義)</u>
	<u>12の3－1 措置法第12条の3第1項に規定する「病院又は診療所」とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいうのであるから、例えば、助産所、歯科技工所、療術所、動物病院等は含まれないことに留意する。</u>

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(療養病床群に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)

12の３－２ 一の建物が療養病床に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、療養病床に収容された患者のための施設の用に供されている部分について措置法第12条の３の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が療養病床に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、その建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。

(注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が療養病床に収容された患者のための施設の用に供されているものとすることができる。

第13条の３((農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却))関係

(事業の判定)

13の３－１ 個人の営む事業が措置法第13条の３第１項各号に規定する農業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(農業用の機械及び装置)

13の３－２ 農業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは、個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第13条の３の規定の適用上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第七(以下この項において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。

改正後	改正前																							
	<table><tr><th>別表第七の種類</th><th>左のうち機械及び装置に該当するもの</th></tr><tr><td>電 動 機</td><td rowspan="3">} 全部</td></tr><tr><td>内 燃 機 関、ボイラー及びポンプ</td></tr><tr><td>ト ラ ク タ ー</td></tr><tr><td>耕 う ん 整 地 用 機 具</td><td rowspan="7">} <u>動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの</u></td></tr><tr><td>耕 土 造 成 改 良 用 機 具</td></tr><tr><td>栽 培 管 理 用 機 具</td></tr><tr><td>防 除 用 機 具</td></tr><tr><td>穀 類 収 穫 調 整 用 機 具</td></tr><tr><td>飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具</td></tr><tr><td>果樹、野菜又は花き収穫調整用機具</td></tr><tr><td>その他の農作物収穫調整用機具</td><td rowspan="3">} <u>動力により作動するもの</u></td></tr><tr><td>農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。)</td></tr><tr><td>家 畜 飼 養 管 理 用 機 具</td></tr><tr><td>養 蚕 用 機 具</td><td rowspan="2">}</td></tr><tr><td>そ の 他 の 機 具</td></tr><tr><td></td><td>精米機及び精麦機</td></tr></table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	電 動 機	} 全部	内 燃 機 関、ボイラー及びポンプ	ト ラ ク タ ー	耕 う ん 整 地 用 機 具	} <u>動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの</u>	耕 土 造 成 改 良 用 機 具	栽 培 管 理 用 機 具	防 除 用 機 具	穀 類 収 穫 調 整 用 機 具	飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具	果樹、野菜又は花き収穫調整用機具	その他の農作物収穫調整用機具	} <u>動力により作動するもの</u>	農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。)	家 畜 飼 養 管 理 用 機 具	養 蚕 用 機 具	}	そ の 他 の 機 具		精米機及び精麦機
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの																							
電 動 機	} 全部																							
内 燃 機 関、ボイラー及びポンプ																								
ト ラ ク タ ー																								
耕 う ん 整 地 用 機 具	} <u>動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの</u>																							
耕 土 造 成 改 良 用 機 具																								
栽 培 管 理 用 機 具																								
防 除 用 機 具																								
穀 類 収 穫 調 整 用 機 具																								
飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具																								
果樹、野菜又は花き収穫調整用機具																								
その他の農作物収穫調整用機具	} <u>動力により作動するもの</u>																							
農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。)																								
家 畜 飼 養 管 理 用 機 具																								
養 蚕 用 機 具	}																							
そ の 他 の 機 具																								
	精米機及び精麦機																							
第14条((優良賃貸住宅等の割増償却))関係	第14条((優良賃貸住宅等の割増償却))関係																							
(各独立部分の範囲)	(各独立部分の範囲)																							
14－2 措置法令第7条第1項及び第2項……………	14－2 措置法令第7条第1項から第5項まで……………																							
(注) ……………	(注) ……………																							

(中心市街地優良賃貸住宅等の範囲)

14－3 ……中心市街地優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅……

(注) ……

(中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

14－6 中心市街地優良賃貸住宅は、……

(注) 同条第2項の高齢者向け優良賃貸住宅……

(床面積の意義)

14－7 措置法令第7条第1項及び第2項……

(廃 止)

(中心市街地優良賃貸住宅等の範囲)

14－3 ……中心市街地優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅(措置法第14条第3項に規定する改良優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)……

……

(注) ……

(中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

14－6 措置法第14条第1項に規定する中心市街地優良賃貸住宅は、……

(注) 同条第2項又は第3項の賃貸住宅……

(床面積の意義)

14－7 措置法令第7条第1項から第5項まで……

(敷地の意義)

14－12 措置法令第7条第4項第3号に規定する共同住宅又は長屋の敷地の面積が300平方メートル以上であるかどうかについては、当該共同住宅又は長屋と一体として利用される庭、通路等の敷地の面積は含めて判定するのであるが、個人が、改良工事とともに建築物の増築を行い、当該増築部分に係る敷地の買い増し等をした場合には、当該買い増し部分の敷地の面積は除いて判定することに留意する。

(注) 措置法第14条第3項の規定による特別償却の対象となる改良優良賃貸住宅は、個人がその有する建築物の改良のために支出した資本的支出に係る部分に限られるから、建築物を増築した場合の当該増築部分は、同項の特別償却の対象とはならない。

改正後	改正前
(廃 止) <u>第24条の3 ((農用地等を取得した場合の課税の特例))関係</u> <u>(貸付けの用に供したものに該当しない機械の貸与)</u> <u>24の3－1 措置法第24条の3第1項に規定する個人が、その取得し、又はその製作若しくは建設した機械その他の減価償却資産を他の者に貸与した場合において、当該機械その他の減価償却資産が専ら当該個人のためにする農畜産物の生産の用に供されるものであるときは、当該機械その他の減価償却費は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして同条の規定を適用する。</u> <u>(農用地等の取得したものとみなす金額の計算)</u> <u>24の3－2 措置法第24条の3第1項に規定する農用地等が2以上ある場合において、措置法令第16条の3第5項に規定する当該農用地等の取得に要した金額に相当する金額から控除されるべき同項に規定するその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された金額に相当する金額がいずれの農用地等から充てられたものとするかは、その者の計算によるものとする。</u>	<u>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</u> <u>14－13 措置法令第7条第4項又は第5項に規定する共同住宅又は長屋のうちに、措置法第14条第3項の規定の適用のある部分とない部分とがある場合には、これらの部分に係る取得価額は床面積の比その他合理的な基準により区分するものとする。この場合、共同住宅の各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分(以下この項において「共用部分」という。)については、当該各独立部分の大部分が同項の規定の適用があり、かつ、当該共用部分を同項の適用がある各独立部分に係る部分とその他の部分に区分することが困難であるときは、当該共用部分の全部をその適用がある部分に該当するものとすることができる。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

(注) 農用地等の取得価額が同項に規定するその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された金額に相当する金額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該年分の翌年分以後の年分に繰越しすることができないことに留意する。

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(住宅資金の長期融資を業とする貸金業を営む法人)

41-14 ……………「貸金業を行う法人(貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第329号)第1条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和58年政令第181号)第1条第4号に掲げる者に該当する法人を含む。) ……………」……………

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例を適用した場合の効果)

41-34 措置法第41条の適用につき、その者の選択により同条第3項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の特例適用年に係る年分につき同条を適用するときは、同条第2項を適用することはできず、同条第3項の規定を適用することに留意する。

(注) 同条の適用につき、その者が同条第3項の規定の適用を選択しなかった場合においても同様である。

第41条及び第41条の3の2(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)共通関係

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(住宅資金の長期融資を業とする貸金業を営む法人)

41-14 ……………「貸金業を行う法人(貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和58年政令第181号)第1条第4号に掲げる者に該当する法人を含む。) ……………」……………

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
(特定増改築等住宅借入金等特別控除を適用した場合の効果) <u>41・41 の 3 の 2 共 ー 1 措置法第 41 条の適用につき、その者の選択により同法第 41 条の 3 の 2 の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の増改築等特例適用年に係る年分につき同法第 41 条を適用するときは、同法第 41 条第 2 項又は第 3 項を適用することはできず、同法第 41 条の 3 の 2 の規定を適用することに留意する。</u> <u>(注) 同法第 41 条の適用につき、その者が同法第 41 条の 3 の 2 の規定の適用を選択しなかった場合においても同様である。</u> 第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係 (その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義) <u>41の18ー 2 ……………第10条の 3 第 3 項及び第 4 項、第10条の 4 第 3 項及び第 4 項、第10条の 5 第 3 項及び第 4 項、第10条の 6 第 3 項及び第 4 項、……………</u> 第41条の19の 2 ((既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除))関係 (廃 止)	(新 設) 第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係 (その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義) <u>41の18ー 2 ……………第10条の 3 第 3 項から第 5 項まで、第10条の 4 第 3 項から第 5 項まで、第10条の 5 第 3 項から第 5 項まで、第10条の 6 第 3 項から第 5 項まで、……………</u> 第41条の19の 2 ((既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除))関係 <u>(税額控除等の順序)</u> <u>41の19の 2ー 3 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。</u> <u>(1) 措置法第25条第 1 項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税</u> <u>(2) 法第92条の規定による配当控除</u>

- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の7の規定による教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (14) 法第95条の規定による外国税額控除

第41条の19の3（（電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除）関係

第41条の19の3（（電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<u>(税額控除等の順序)</u> <u>41の19の３－２ 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。</u> (1) <u>措置法第25条第１項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税</u> (2) <u>法第92条の規定による配当控除</u> (3) <u>措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除</u> (4) <u>措置法第10条の２の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除</u> (5) <u>措置法第10条の３の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除</u> (6) <u>措置法第10条の４の規定による事業基盤強化設備を取得した場合の所得税額の特別控除</u> (7) <u>措置法第10条の５の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除</u> (8) <u>措置法第10条の６の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除</u> (9) <u>措置法第10条の７の規定による教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除</u> (10) <u>措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の３の２の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)</u> (11) <u>措置法第41条の18第２項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除</u> (12) <u>措置法第41条の19の２の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</u> (13) <u>措置法第41条の19の３の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処</u>	(新 設)

理組織による申告に係る所得税額の特別控除

(14) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除

(15) 法第95条の規定による外国税額控除

(経過的处理い…改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第92号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成19年省令第19号、第34号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えられて適用される改正前の措置法、措置法令、措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達の改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いによる。